

株 主 各 位

平成27年6月26日

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号  
株式会社 J S P  
取締役社長 塚 本 耕 三

## 第57回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第57回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

### 記

- 報 告 事 項**
1. 第57期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及び連結計算書類監査結果を報告いたしました。
  2. 第57期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。
- 決 議 事 項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。定款の変更内容は、後記のとおりであります。
- 第2号議案** 取締役11名選任の件  
本件は、原案のとおり塚本耕三、酒井幸男、白井 宏、斉藤吉成、及川泰男、若林功一、近藤 正、鈴木高德、七間清孝、山根祥弘、大野健二の11氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第3号議案** 監査役3名選任の件  
本件は、原案のとおり山本 均、馬場賢尚、田辺克彦の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第4号議案** 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件  
本件は、原案のとおり退任取締役小野秀夫氏並びに監査役寺西耕一、木嶋 純、織作正美の3氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

### 配当金のお支払いについて

取締役会決議に基づきまして、当期は1株につき15円の配当金をお支払いすることになりました。つきましては、同封の「配当金領収証」によりゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）取扱期間中にお受け取りください。

また、銀行振込をご指定の方には、同封の「期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」のとおりお振込手続きいたしましたのでお確かめください。

以 上

---

### ご参考

平成27年6月26日現在の取締役及び監査役の新陣容は、次のとおりであります。

代表取締役社長		塚 本 耕 三
代表取締役副社長		酒 井 幸 男 (新任)
取 締 役	専務執行役員	臼 井 宏
取 締 役	専務執行役員	芥 藤 吉 成
取 締 役	常務執行役員	及 川 泰 男
取 締 役	常務執行役員	若 林 功 一
取 締 役	執 行 役 員	近 藤 正
取 締 役	執 行 役 員	鈴 木 高 徳
取 締 役	執 行 役 員	七 間 清 孝
取 締 役		山 根 祥 弘
取 締 役	(社外取締役)	大 野 健 二 (新任)
常 勤 監 査 役		山 本 均 (新任)
常 勤 監 査 役	(社外監査役)	橋 本 雅 司
監 査 役		馬 場 賢 尚 (新任)
監 査 役	(社外監査役)	田 辺 克 彦 (新任)

以 上

定款の変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 当社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>2 当社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>